諫早市空家等対策の推進に関する条例施行規則

平成３０年７月３１日

規則第２１号

（趣旨）

第１条　この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）及び諫早市空家等対策の推進に関する条例（平成３０年条例第２４号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則における用語の意義は、法及び条例において使用する用語の例による。

（立入調査等）

第３条　法第９条第２項の規定による報告の徴収は、空家等に係る事項に関する報告徴収書（様式第１号）により行うものとする。

２　法第９条第２項の規定による報告は、空家等に係る事項に関する報告書（様式第２号）により行うものとする。

３　法第９条第３項の規定による通知は、立入調査通知書（様式第３号）により行うものとする。

４　法第９条第４項の身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第４号）のとおりとする。

（管理不全空家等に対する指導）

第４条　法第１３条第１項の指導は、指導書（管理不全空家等）（様式第５号）により行うものとする。

（管理不全空家等に対する勧告）

第５条　法第１３条第２項の規定による勧告は、勧告書（管理不全空家等）（様式第６号）により行うものとする。

（特定空家等に対する指導）

第６条　法第２２条第１項の指導は、指導書（特定空家等）（様式第７号）により行うものとする。

（特定空家等に対する勧告）

第７条　法第２２条第２項の規定による勧告は、勧告書（特定空家等）（様式第８号）により行うものとする。

（命令）

第８条　法第２２条第３項の規定による命令は、命令書（様式第９号）により行うものとする。

２　法第２２条第４項の通知書は、命令に係る事前の通知書（様式第１０号）のとおりとする。

３　法第２２条第４項の意見書は、意見書（様式第１１号）のとおりとする。

４　法第２２条第５項の規定による意見の聴取の請求は、意見聴取請求書（様式第１２号）により行うものとする。

５　法第２２条第７項の規定による通知は、意見聴取通知書（様式第１３号）により行うものとする。

６　法第２２条第１３項の標識は、標識（様式第１４号）とし、空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成２７年総務省・国土交通省令第１号）に規定するその他の適切な方法は、諫早市公告式条例（平成１７年条例第２号）第２条第２項に定める掲示場に掲示して行う方法とする。

（代執行）

第９条　法第２２条第９項の規定に基づく行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）第３条第１項の規定による戒告は、戒告書（様式第１５号）により行うものとする。

２　法第２２条第９項の規定に基づく行政代執行法第３条第２項の代執行令書は、代執行令書（様式第１６号）のとおりとする。

３　行政代執行法第４条の証票は、執行責任者証（様式第１７号）のとおりとする。

４　法第２２条第１１項の規定に基づく行政代執行法第４条の証票は、執行責任者証（緊急代執行）（様式第１８号）のとおりとする。

（緊急安全代行措置の手続）

第１０条　条例第７条第１項の緊急安全代行措置を講ずるときは、空家等の所有者等に対し、次に掲げる事項を緊急安全代行措置実施通知書（様式第１９号）により事前に通知しなければならない。

(1)　緊急安全代行措置の実施概要

(2)　緊急安全代行措置に要する概算費用

(3)　所有者等の費用負担

(4)　その他市長が必要と認める事項

２　条例第７条第２項の空家等の所有者等の同意は、所有者等から緊急安全代行措置の実施に係る同意書兼誓約書（様式第２０号）により得るものとする。

（その他）

第１１条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成３０年８月１日から施行する。

附　則（令和５年規則第２６号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

諫早市長　　印

空家等に係る事項に関する報告徴収書

あなたが所有し、又は管理する下記建築物に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第２２条第１項から第３項までの規定の施行のため、下記のとおり法第９条第２項の規定に基づき当該空家等に関する事項について報告を求めます。

記

１　対象となる建築物
所在地：
用　途：
所有者等の住所及び氏名：

２　報告を求める内容

３　報告の提出先

４　報告の期限

備考
１　上記４の期限までに上記３の者まで報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、法第３０条第２項の規定に基づき、２０万円以下の過料に処されることとなります。
２　当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合、又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合、法第２２条第１項から第３項の規定に基づき、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行うことがあります。
３　この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、諫早市長に対し、審査請求をすることができます。
また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告（被告を代表する者は市長）として、提起することができます。ただし、上記により審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません。

様式第２号（第３条関係）

第　　号
年　　月　　日

諫早市長　　様

住　所

氏　名

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第９条第２項に基づき、　年　月　日　　第　　号により報告を求められた空家等に係る事項について、下記のとおり報告します。

記

１　対象となる建築物
所在地：
用　途：
所有者等の住所及び氏名：

２　報告事項

３　添付書類

備考　上記２及び３について、虚偽の報告をした者は、法第３０条第２項の規定に基づき、２０万円以下の過料に処されることとなります。

様式第３号（第３条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

諫早市長　　印

立入調査通知書

あなたが所有し、又は管理する下記建築物は、空家等と認められるため、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第９条第２項の規定による立入調査を行うため、同条第３項の規定に基づき通知します。

記

１　立入調査を行う建築物
所在地：
用　途：
所有者等の住所及び氏名：

２　立入調査日時
年　　月　　日　　時頃

３　立入調査の責任者

備考
１　立入調査に立ち会われる場合は、上記３に示す者に御連絡ください。
２　この立入調査は、犯罪捜査のために行われるものではありません。
３　この立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第３０条第２項の規定により、２０万円以下の過料に処せられます。

様式第４号（第３条関係）

（表面）

第　　号

立入調査員証

（写真）

所　　属
職　　名
氏　　名
生年月日　　年　　月　　日

上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第９条第２項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。ただし、有効期間は、同法の職務に従事する期間とする。

年　　月　　日発行

諫早市長　　印

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）（抜粋）

第９条　（略）

２　市町村長は、第２２条第１項から第３項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

３　市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その５日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

４　第２項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

５　第２項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意

この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第５号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

諫早市長　　印

指　導　書
（管理不全空家等）

あなたが所有し、又は管理する下記建築物は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第１３条第１項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、下記のとおり速やかに当該管理不全空家等が法第２条第２項に定める「特定空家等」に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、同項の規定に基づき指導します。

記

１　対象となる建築物
所在地：
用　途：
所有者等の住所及び氏名：

２　指導に係る措置の内容

３　指導に至った事由

４　指導の責任者

備考
１　上記２に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記４に示す者まで報告をすること。
２　正当な理由がなく上記２に示す措置をとらなかった場合は、法第１３条第２項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。
３　上記１の管理不全空家等に係る敷地が、地方税法第３４９条の３の２又は第７０２条の３の規定に基づき住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、勧告により当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第６号（第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

諫早市長　　印

勧　告　書
（管理不全空家等）

あなたが所有し、又は管理する下記建築物は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第１３条第１項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して必要な措置をとるよう指導してきましたが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり当該管理不全空家等が法第２条第２項に定める「特定空家等」に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第１３条第２項の規定に基づき勧告します。

記

１　対象となる建築物
　所在地：
　用　途：
　所有者等の住所及び氏名：

２　勧告に係る措置の内容

３　勧告に至った事由

４　勧告の責任者

備考
１　上記２に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記４に示す者まで報告をすること。
２　上記１の管理不全空家等に係る敷地が、地方税法第３４９条の３の２又は第７０２条の３の規定に基づき住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により当該特例の対象から除外されることとなります。
３　上記３の措置が実施されず、法第２条第２項に定める「特定空家等」となった場合、必要に応じて、法第２２条に基づき必要な措置をとることになります。

様式第７号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

諫早市長　　印

指　導　書
(特定空家等)

あなたが所有し、又は管理する下記建築物は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第２条第２項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第２２条第１項の規定に基づき指導します。

記

１　対象となる建築物
所在地：
用　途：
所有者等の住所及び氏名：

２　指導に係る措置の内容

３　指導に至った事由

４　指導の責任者

備考
１　上記２に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記４に示す者まで報告をすること。
２　正当な理由がなく上記２に示す措置をとらなかった場合は、法第２２条第２項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。
３　上記１の特定空家等に係る敷地が、地方税法第３４９条の３の２又は第７０２条の３の規定に基づき住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、勧告により当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第８号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

諫早市長　　印

勧　告　書
(特定空家等)

あなたが所有し、又は管理する下記建築物は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第２条第２項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して必要な措置をとるよう指導してきましたが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第２２条第２項の規定に基づき勧告します。

記

１　対象となる建築物
所在地：
用　途：
所有者等の住所及び氏名：

２　勧告に係る措置の内容

３　勧告に至った事由

４　勧告の責任者

５　措置の期限

備考
１　上記５の期限までに上記２に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記４に示す者まで報告をすること。
２　上記５の期限までに正当な理由がなく上記２に示す措置をとらなかった場合は、法第２２条第３項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
３　上記１の特定空家等に係る敷地が、地方税法第３４９条の３の２又は第７０２条の３の規定に基づき住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により当該特例の対象から除外されることとなります。
４　災害その他非常の場合においては、法第２２条第１１項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続きに移行することがあります。

様式第９号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

諫早市長　　印

命　令　書

あなたが所有し、又は管理する下記建築物は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第２条第２項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、　年　月　日付け　　第　号により、法第２２条第３項の規定に基づく命令を行う旨を事前に通知していましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

１　対象となる建築物
所在地：
用　途：
所有者等の住所及び氏名：

２　命ずる措置の内容

３　命ずるに至った事由

４　命令の責任者

５　措置の期限

備考
１　上記２の措置　　を実施した場合は、遅滞なく上記４に示す者まで報告をすること。
２　本命令に違反した場合は、法第３０条第１項の規定に基づき、５０万円以下の過料に処せられます。
３　上記５の期限までに上記２の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第２２条第９項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
４　この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、諫早市長に対し、審査請求をすることができます。
　また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告（被告を代表する者は市長）として、提起することができます。ただし、上記により審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません。

様式第１０号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

諫早市長　　印

命令に係る事前の通知書

あなたが所有し、又は管理する下記建築物は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第２条第２項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、　年　月　日付け　　第　号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第２２条第３項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命ずる　こととなりますので通知します。

なお、あなたは、法第２２条第４項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第５項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から５日以内に、諫早市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨を申し添えます。

記

１　対象となる特定空家等
　　所在地：
　　用　途：
　　所有者等の住所及び氏名：

２　命じようとする措置の内容

３　命ずるに　　至った事由

４　意見書の提出先及び公開による意見の聴取の請求先

５　意見書の提出期限

備考　上記２に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記４に示す者まで報告をすること。

様式第１１号（第８条関係）

年　　月　　日

諫早市長　　様

住　所

氏　名

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

意　見　書

　　年　　月　　日付け　　第　　号による命令に係る事前の通知書について、空家等対策の推進に関する特別措置法第２２条第４項の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

記

特定空家等の所在地	
意　見	
証拠書類等の 提出の有無	有　・　無

備考　所定の欄に記載できない場合は、余白又は別紙に記入の上、添付してください。また、証拠書類等の提出がある場合は、この書面に添付してください。

様式第１２号（第８条関係）

年　　月　　日

諫早市長　　様

住　所

氏　名

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

意見聴取請求書

　　年　　月　　日付け　　第　　号による命令に係る事前の通知書について、空家等対策の推進に関する特別措置法第２２条第５項の規定に基づき、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを下記のとおり請求します。

記

特定空家等の所在地	
所有者等の住所	
所有者等の氏名	
意見の聴取に出席しようとする者の氏名、住所及び連絡先	

備考

１　所定の欄に記載できない場合は、余白又は別紙に記入の上、添付してください。

２　代理人が意見の聴取に出席する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

様式第１３号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

諫早市長　　印

意見聴取通知書

年　　月　　日付けで意見聴取請求書の提出がありましたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第２２条第６項の規定に基づき、公開による意見の聴取を行うため出頭を求めますので、同条第７項の規定に基づき下記のとおり通知します。

また、法第２２条第８項の規定に基づき、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。

記

特定空家等の所在地	
所有者等の住所	
所有者等の氏名	
命じようとする措置の内容	
意見の聴取の日時及び場所	

様式第１４号（第８条関係）

標　識

下記特定空家等の所有者等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法第２２条第３項の規定に基づき、必要な措置をとることを　　年　　月　　日付け　　第　　号の命令書により命じた。

記

１　対象となる特定空家等
　　所在地：
　　用　途：

２　命じた措置の内容

３　命ずるに至った事由

４　命令の責任者

５　措置の期限

様式第１５号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

諫早市長　　印

戒　告　書

　年　月　日付け　　第　　号によりあなたが所有し、又は管理する下記特定空家等について下記措置を行うよう命じました。この命令を　　年　月　日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第２２条第９項の規定に基づき、下記特定空家等について下記措置を執行しますので、行政代執行法第３条第１項の規定により戒告します。

　なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第５条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、当市はその責任を負わないことを申し添えます。

記

１　特定空家等
(1)　所在地：
(2)　用　途：
(3)　構　造：
(4)　規　模：建築面積
　　延べ床面積
(5)　所有者等の住所及び氏名：

２　措置の内容

備考　この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、諫早市長に対し、審査請求をすることができます。
　また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告（被告を代表する者は市長）として、提起することができます。
ただし、上記により審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません。

様式第１６号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

諫早市長　　印

代執行令書

年　月　日付け　　第　　号によりあなたが所有し、又は管理する下記特定空家等について下記措置を　年　月　日までに行うよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法第２２条第９項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第３条第２項の規定により通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第５条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、当市はその責任を負わないことを申し添えます。

記

１　　年　月　日付け　　第　　号により戒告した措置の内容

２　代執行の対象となる特定空家等
所在地：
用　途：
構　造：
規　模：建築面積
　　延べ床面積
所有者等の住所及び氏名：

３　代執行の時期
　　年　月　日から　年　月　日まで

４　代執行のために派遣する執行責任者の氏名

５　代執行に要する費用の概算による見積額

備考　この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、諫早市長に対し、審査請求をすることができます。
　また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告（被告を代表する者は市長）として、提起することができます。
ただし、上記により審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません。

様式第１７号（第９条関係）

（表面）

執行責任者証

第　　号

所属　　職名　　氏名

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

年　　月　　日

諫早市長　　印

記

１　代執行をなすべき事項

代執行令書（　　年　　月　　日付け　　第　号）記載の建築物の措置

２　代執行をなすべき時期

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの間

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）（抜粋）

第２２条　（略）

２～８　（略）

９　市町村長は、第３項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

１０～１７　（略）

行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）（抜粋）

第４条　代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

注意

この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第１８号（第９条関係）

（表面）

執行責任者証
(緊急代執行)

第　　号

所属　　職名　　氏名

上記の者は、下記の緊急代執行の執行責任者であることを証する。

年　　月　　日

諫早市長　　印

記

１　代執行をなすべき事項
　勧告書（　　年　　月　　日付け　　第　号）記載の建築物の措置
２　代執行をなすべき時期
　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの間

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）（抜粋）

第２２条　（略）

２～１０　（略）

１１　市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第３項から第８項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

１２～１７　（略）

行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）（抜粋）

第４条　代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

注意

この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第１９号（第１０条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

諫早市長　　印

緊急安全代行措置実施通知書

あなたが所有し、又は管理する下記空家等について、管理不全な状態にあり、他人の生命、身体及び財産に対する危険が切迫しており、かつ、当該空家等を放置することが公益に反すると認められるため、緊急の応急措置を講ずる必要がありますので、諫早市空家等対策の推進に関する条例施行規則第１０条第１項の規定により通知します。

年　　月　　日までに必要な措置をとることができない場合であって、諫早市長が当該危険を回避するために講ずる下記措置内容に同意するときは、同日までに緊急安全代行措置の実施に係る同意書兼誓約書を提出してください。

記

空家等の所在地	
緊急安全代行措置の実施概要	
緊急安全代行措置に要する概算費用（※）	円
費用負担	緊急安全代行措置に要する費用は、あなたが負担すること。

備考

１　上記（※）の費用は概算での見積額となりますので、緊急安全代行措置に同意をされる場合には、実際に要した費用の額及び納期日は、後日通知します。

２　緊急安全代行措置に要した費用は、送付された納付書により納付してください。

様式第２０号（第１０条関係）

年　　月　　日

諫早市長　　様

住　所
氏　名　　㊞
連絡先

緊急安全代行措置の実施に係る同意書兼誓約書

諫早市空家等対策の推進に関する条例第７条第１項の規定による緊急安全代行措置として、私が所有し、又は管理する次の空家等について、その危険を回避するための下記の措置を諫早市長が講ずることに同意します。

また、緊急安全代行措置に際しては，下記の事項について責任をもって対処することを誓約します。

記

１　空家等の所在地

２　緊急安全代行措置についての同意事項

(1)　緊急安全代行措置の内容

(2)　緊急安全代行措置に要する概算費用

３　誓約の内容

当該措置に係る費用は、措置完了後、市からの請求に基づき速やかに支払います。

当該空家等が、今後危険な状態にならないよう、適切に管理します。